

## 令和2年9月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和2年10月8日(木) 開会 午前10時 1分  
閉会 午前11時53分

場所 第5委員会室

出席委員 松澤正委員長

永瀬秀樹副委員長

渡辺大委員、木下高志委員、須賀敬史委員、齊藤正明委員、

杉田茂実委員、松坂喜浩委員、山根史子委員、塩野正行委員、守屋裕子委員、

浅野目義英委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]

加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、

中山貴洋産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、

大熊聡商業・サービス産業支援課長、近藤一幸産業支援課長、

齊藤豊先端産業課長、秋山純企業立地課長、小貝喜海雄次世代産業幹、

大森明紀金融課長、島田邦弘観光課長、田中健雇用労働課長、

澁澤幸シニア活躍推進課長、檜山志のぶウーマノミクス課長、

稲葉岳産業人材育成課長

奥山秀労働委員会事務局長、

吉田雄一労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]

高柳三郎公営企業管理者、磯田和彦企業局長、鈴木柳蔵管理部長、

松永和高水道部長、高柳正行総務課長、吉田薫財務課長、

佐藤和央地域整備課長、大嶋靖之水道企画課長、清水隆水道管理課長、

鈴木喜弘主席工事検査員

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第99号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)のうち 産業労働部関係	原案可決

#### 2 請願

なし

### 報告事項

#### 1 産業労働部関係

海外ビジネスサポート拠点について

#### 2 企業局関係

県営水道の次期料金単価について

## 【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

### 渡辺委員

- 1 観光バスの需要喚起について、観光バス業に対する支援ということが検討されているが、観光バスの経済的な打撃の実態についてどのように把握しているのか、その上で観光バス事業者を選定した理由を伺う。
- 2 コロナ禍で、観光事業者と同程度の打撃を被っている事業者はあるのか。あるとすれば支援を検討しているのか。
- 3 支援額が日帰りは1台6万円、宿泊が1台10万円と算定されているがその根拠を伺う。質問の意図としては、この支援額で観光バスの需要が喚起されるというインセンティブとして機能するのかということである。バスツアーを企画するのは通常は旅行業者であるが、バス事業者への支援とすることについて詳細を伺う。

### 観光課長

- 1 バス業界への打撃について、国土交通省が様々な交通機関への影響について調査を行っている。例えば運送収入について、5月の緊急事態宣言もあり、特に貸切バス業界は大きな減額状況で、5月の運送収入が50%以上減少する事業者は全体の97%である。その後少しずつ持ち直してはいるが、他の交通業界と比較すると回復が大きく遅れている。例えば、10月段階で運送収入が50%以上減少すると答えた事業者の割合について、タクシーは徐々に持ち直して13%、中小の民間鉄道は16%、同様にふだんの足にも使われる一般路線バスは6%と減少してきている。貸切バスについては50%以上減少という事業者は58%となっており、かなり影響が大きくかつ回復が遅れていることがうかがえる。
- 3 バス事業者へのインセンティブになるのかについて、バス事業者の多くは自ら旅行業の登録を持っているところが少ないため、実際貸切バスを使って自らバスツアーを造成することは少ない。そのため、本事業ではバス協会とも意見交換しながら、まずは支援の要件として、県内の観光バスを使ってしっかりツアー等を作ってそれを運行させることを助成の要件にしている。正に旅行業者を通じて支援をするというスキームを取っているが、これはひいてはバス事業者の支援に直結するものと認識している。また、一時的な支援だけではなく、次のバス利用につなげたいため、バス業界と連携しながらバスの換気能力の高さや快適さ、またバス業界全体として感染防止にしっかりと取り組んでいるPRも一緒にやっていきたいと考えている。

次に、数字の根拠についてである。バス料金の場合、運行距離と運行時間で金額が固まっていく。法令上定めたものを下回って支払うことはできないということが旅行会社に義務付けられている。一般的に、日帰りの平均的な金額が12万円で、宿泊は一泊21万円なので、それぞれ応分な自己負担を勘案して2分の1をそれぞれ掛けて6万円、10万円と金額を設定した。

### 産業労働政策課長

- 2 基本的な認識として、県の四半期経営動向調査の4月から6月期には、食料品製造、食料品卸以外の全ての業種で景況感が悪化していた。このため県では、企業の資金需要に対応するため本年2月に制度融資の要件を緩和する、あるいは融資枠を拡大してきた。

また、業種別組合や商店街が取り組む感染防止や販路拡大、新しい生活様式に対応するためのテレワークの整備費用の助成をしてきた。さらに、「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」で五つの課題について社会実装する取組を取りまとめ進めている。また、国のG o T o E a tキャンペーンで、厳しい状況にある飲食店などに対する支援も実施されている。こうした支援策の効果を見極めながら、適時適切に実効性ある支援策を検討していく。

### 渡辺委員

観光バスの需要喚起支援のスキームについて、バス事業者は直接ツアーを作成することではなく、一般的には旅行業者がツアーを作成することになるという説明であったが、そうであれば旅行業者が旅行を計画しようと思わないと、つまりは旅行業者に対してインセンティブを与えないとバスツアーは作られないのではないかと。バス会社に補助して、確かにバス会社の売上げの補助にはなると思うが、そもそものバスツアーが作成されないんじゃないかという質問であった。もう一度説明いただきたい。

### 観光課長

委員御指摘のとおりであり、旅行業者としてバスツアーを作る動機付けがないとバスの活用がなされない。一方で旅行業者としてもバスを使ったツアーを作りたいという思いがある。特にバスツアーは中高年のお客様に人気がある。これまでなら1台50人乗れたものが感染防止対策のために25人しか乗れず、50人集めるためには更にもう1台が必要となり、2台にしなければいけないということでなかなかツアーを作りにくいという現状である。そこで、こうした状況を勘案し、仮に1台12万円掛かる運行経費の半分を県が支援することで2台出せることになり、結果的に旅行業者のインセンティブにもつながると考える。

### 須賀委員

県内中小企業の事業継続に向けた支援について、県内中小企業のBCP策定率はどのくらいか。

### 産業支援課長

埼玉りそな産業経済振興財団が5月に調査した結果によると、BCP策定済みの県内企業は18.1%であり、そのうち大企業は42.9%であるのに対し、中小企業は15.5%と低くなっている。

### 須賀委員

15.5%はかなり低いと思う。コロナ禍でBCPの重要性は高まっているとは思いますが県として策定率をどのくらい高めていきたいか。

### 産業支援課長

中小企業の策定率が低いので、できれば大企業並みにしていきたいと考えている。

### 須賀委員

目標の数値をもって進めることは良いと思うが、中身も大事なことである。業種によっても違ってくると思うが、策定に対する支援はどう考えているのか。

## 産業支援課長

策定が進まない理由として、策定するためのノウハウや人材が不足しているという声が多い。こうした企業に対し、具体的に計画を策定するための専門家を派遣して支援を行っていく。また、そもそもBCPの必要性を感じていないという声もある。こうした状況に、経営者に対し、例えばセミナー等により、BCP策定の必要性について意識付けを行っていききたい。さらに、策定したBCPについては、訓練を行い、実践的なものにしていただきたいと考えている。

## 守屋委員

- 1 県内中小企業の事業継続に向けた支援についていくつか伺う。まずBCPの普及に当たっては、事業継続に悩んでいるのが今の中小企業の状況であると思う。新型コロナウイルスでますます経営が悪化している県内中小企業の状況をどのように把握しているのか。全国的にも今後倒産や廃業の増加が見込まれる中、実態をどう捉えているのか。
- 2 BCPの普及は大事だと思うが、中小企業診断士などの専門家派遣をどの程度やっていくのか。大企業並みに策定率を高めたいとのことだがそこまでできるのか。
- 3 事業を継続していくためにも前回の委員会で家賃支援の給付金がすごく大事だという議論があったが、埼玉県内でうまくいっていないと聞いている。進捗状況はどうか。
- 4 観光関連事業者への支援について、クーポンの県内登録事業者はどのくらいか。また、登録していない事業者に対してはどのように対応するのか。
- 5 就業支援のオンライン化について、ハローワーク浦和・就業支援サテライトでのオンライン化は大事なことだと思うが、実際に今日の新聞でもコロナ関係で6万3千人以上の雇用がなくなっていると出ている。県内の状況はどうか。また、オンライン化も含めて充実させていく、マッチングさせていくことを求められていると思うが、県の考え方を伺う。

## 産業労働政策課長

- 1 景況感で見れば、県では四半期経営動向調査を実施している。4月から6月のコロナで一番厳しい時期では、急速に悪化しているとの判断であったが、7月から9月の直近の調査では、非製造業を中心に持ち直しの動きが見られると判断を上方修正したところである。しかし、依然として厳しい状況だと認識している。

## 産業支援課長

- 2 策定支援数については、昨年度、埼玉県産業振興公社が策定支援をした件数が5件であり、それより多くの企業を支援するが、年度内に策定支援を完了する必要があるため、20件としている。

## 観光課長

- 3 まずクーポンについては、国のG・O・T・Oトラベル事業の地域共通クーポン登録事業者で使えるものとしていきたい。国の登録状況について、9月25日現在は県内1,200事業者だったものが、その4日後の9月29日には2,700事業者にほぼ倍増している。企業の登録については業種も事業規模も問わず、ただ1点、感染防止にしっかり取り組むことが大きな肝となっている。商工団体においても随時登録を呼び掛けており、県もその動きに同調し、より多くの事業者に登録していただけるように動いていきたい。

## 商業・サービス産業支援課長

- 4 家賃支援金の申請状況については、10月6日18時現在で、申請件数は2,633件で、そのうち1,939件を交付決定しており、申請の約74%は交付決定済みとなっている。

## 雇用労働課長

- 5 厚生労働省が発表している新型コロナウイルスに起因する雇用への影響に関する情報によると、解雇等の見込み労働者数は10月2日現在で、全国63,347人、埼玉県では689人となっている。埼玉労働局はこの結果に対して、「雇用調整助成金を活用していただき県内は低く抑えられている」とコメントしている。あくまでもこの数字はハローワークに寄せられた事業所からの相談などから集計したもので、全てを網羅するものではない。もっと多くの方が新型コロナウイルスの影響で失業されていると認識している。オンライン化を進めることによって、県内どこからでも就職支援を受けることができるようになるが、うまくマッチングできるかについては、求職者が置かれている状況によって異なり、全ての方がオンラインの支援のみで就職できるとは考えていない。多くの方は併用しながらのマッチングになるのではないかと考えている。例えば遠方の方はセミナーをオンラインで受講していただき、込み入った相談や具体的な応募書類の添削に関しては来所いただくなど、こうした支援によってより多くの方のマッチングを進めていきたい。

## 守屋委員

家賃支援金については当初の申請見込み件数は何件だったのか。なぜそれが思うように進まないのか、事業を継続するためにはすごく大きな問題だと思うので伺う。

## 商業・サービス産業支援課長

申請見込みとして、75,000件を想定している。申請が少ないとの指摘についてだが、県の家賃支援金を支給するに当たり、テナント事業者の減収要件の確認などのため、国の支給決定通知を必要としている。すなわち、国の給付決定が県の家賃支援金支給の要件となる。国の申請状況は9月27日までに申請52万件に対し、給付17.7万件、給付率34%にとどまっている状況であり、こうしたことから県への申請が少ないと考えている。国では9月上旬に審査体制を強化しており、下旬以降、県への申請件数も増えている状況である。国で給付が進めば、県への申請も進むものと考えている。

## 山根委員

- 1 県内中小企業の販路開拓の支援に関して、前回のビジネスアリーナは多くの業種が参加しているが、今回の支援が製造業に絞られている理由は何か。
- 2 オンラインでのビジネスアリーナにおける出展予想数はどうか。
- 3 観光関連事業者への支援に関して、地域共通クーポンと県民限定クーポンは、使用期限やエリアが異なるようだが、混乱しないためにどのような対策を考えているのか。
- 4 バス事業者への支援事業について、バスツアーに参加する方を増やすために、どのようにこの事業をPRしていくのか。民主フォーラムの高木議員が6月定例会の一般質問で新たな広報の工夫が必要ではないかと質問しているがそれを踏まえて伺う。
- 5 指定管理者への支援について、新型コロナの影響で自主事業も中止することとなり、

かなりの影響があったかと思うが、各指定管理者の収入にどのくらいの影響があったのか。今後の指定管理者の経営状況をどう予測しているのか。また、今回の補正の算出に当たり反映されているのか。

### 産業支援課長

- 1 小売業やサービス業はオンラインショッピングやネット販売が一般化している状況がある。一方、製造業では、例えば、相手の注文を受けてから、自社の技術を生かして製品を作るということもあり、なかなか自社の仕事を非対面で説明することが難しいということがあった。また、今年1月に開催した彩の国ビジネスアリーナ2020においても、出展企業の約6割は製造業となっており、そういう面からも製造業に限定した。
- 2 初めてのオンライン開催のため、どのくらいの企業が出展いただけるか予測は難しいところであるが、主催者側としては250者の出展を見込んでいるものの、できれば更に多くの企業に出展してもらいたいと考えている。さらに、オンライン開催とすることで、開催日や開催場所による制約がなくなることから、これまで参加を見送っていた事業者が参加いただけるのではないかと考えている。

### 観光課長

- 3 事業実施までに各地域で登録事業者向けに説明会を実施するとともに、クーポン自体にしっかりと利用期限等を明示する工夫も行う。さらに、国の地域共通クーポンの場合、紙のクーポンとQRコード等を使って読み込む電子クーポンとの2系統あるが、県はあえて紙クーポンのみに限定してより分かりやすくしたいと考えている。
- 4 テレビ、ラジオのスポットCMでの広報はもちろんであるが、若者向けにWebを使ったPRも行っていく。併せて、実体験としてバスの安全性を確認いただけるよう、例えば商業施設等で県バス協会と連携したデモンストレーションを行うことも考えている。

### 産業労働政策課長

- 5 産業文化センターでは、4月から6月の指定管理業務の収入が前3か年同月の平均と比べて、約1億円減っている。補正額については、企画財政部が示した統一的な算定の基準がありそれに従って算出した。

### 産業支援課長

- 5 東西のふれあい拠点施設について、今年度の4月から6月の利用料金等の収入額は、過去3か年の同月の収入平均に比べ、東部地域振興ふれあい拠点施設で約1,200万円、西部地域振興ふれあい拠点施設で約2,300万円の減収となっている。

### 山根委員

- 1 今後の指定管理者の経営状況をどう予測しているのかについて答弁がなかったので、再度伺う。
- 2 オンラインビジネスアリーナについては、出展料も安くなるなど、今まで出展していなかった企業も積極的に利用してくれるのではないかと期待を持っている。そうした企業へのフォローや体制はどうか。また、積極的に活用していただくための意気込みを伺う。

## 産業労働政策課長

1 具体的な算定式を申し上げますと、利用料金収入等の減収額に新型コロナ対策経費を加算し、そこから施設利用休止等に伴う経費削減額を差し引いている。これは全庁的に同様のルールで行っており、東西ふれあいも拠点施設も同様である。また、今後の経営状況をどのように予測しているかについて、産業文化センターの10月以降の予約状況を見ると4月から5月頃に比べて利用率は少し回復するようだが、以前の90%を超える利用率まで戻るのはまだ厳しい。9月11日には、大声での歓声や声援等がなく、収容人数が1万人以下で感染症対策が徹底されていれば、100%まで収容率を上げることができることが国から示されたが、今後、新型コロナの感染が再拡大すればまたキャンセルが増加することとなり、予断を許さない大変厳しい状況が続くと思われる。

## 産業支援課長

1 東西ふれあい拠点施設は、6月に貸館を再開したがまだ稼働率は回復していない。指定管理者に話を聞いてもかなり厳しい状況であり、多少は回復してきてはいるものの、従前の状況まで回復するには相当な時間を要すると考える。稼働率の低迷は指定管理者の経営に大きな影響を与えると考える。

2 彩の国ビジネスアリーナは、産業振興公社や県内金融機関等をはじめとする多くの機関で実行委員会を組織し開催している。特に金融機関については、幅広く声掛けをしていただき、販路の拡大につなげていきたいと考えている。今回の補正予算でお願いしている支援策を活用しながら、県内企業が自らの製品や技術をアピールする場にしていただきたいと考えている。

## 松坂委員

県内バス事業者への支援について、私としては直接バス事業者にお金が入って支援できればと考えている。先ほどの答弁では様々なマスコミ・PRであるとか、この事業を進めるに当たって、県としては観光業者に委託して進めていくのかということが取り上げられてくると思うが、PRなどの経費はどこから捻出していくのか。6万円や10万円が取られてしまうような心配があるのではないか。

また、小中学校の校外授業、研修、自治会が行う旅行が全く動いていないということだと思うが、事業者というよりは市町村に対して県としてこういう事業を始めましたよと知らせていくことによって機運が上がると思う。産業労働部として市町村に周知をお願いできれば無駄がないと思うが、そういう考えがあるのか伺う。

## 観光課長

1点目について、予算の説明であったとおり、日帰りは6万円を500台分、宿泊は10万円を100台分、トータルの助成金額では約4千万円になる。こちらについては、そこから事務経費を引くということは全く考えておらず、あくまでも助成金とは別に経費や広報費も積んでおり、事務委託料ということでも計上しているが、全体事業費の約6%とかなり抑えている。

2点目について、御指摘の市町村等への呼び掛けについては、そのとおりであり、バスは安全な乗り物できちんと感染防止にも取り組んでいるということを知り、次のバスツアーにつなげていくことは重要な視点である。是非前向きに取り組む方向で動いていきたい。

### 塩野委員

クーポン券の対象はG・O・T・トラベル事業を利用して県内の宿泊施設に泊まった方であり、この3千円のクーポンが上乗せになることによって、どれくらい新たな需要を喚起するのか、その事業としての効果をどのように考えればいいのかということになる。そもそもG・O・T・トラベルを利用して元々行こうと思っていた人が追加で3千円受け取れるというイメージなのか、あるいは3千円上乗せされるんだったら、行く予定がなかったけれどもG・O・T・トラベルを利用して行ってみようかということになるのか。それが、今言った二つのパターンの前者の方がメインだったら、効果は限定的ということになってしまうと思うが、事業実施に当たってどのような効果を期待しているのか、改めて伺う。

### 観光課長

G・O・T・トラベルについては、全国一律で行われており、なおかつ冬以降、観光のオフシーズンに入ってしまうということで、特にその中で他県との比較になったときに、必ずしも本県が宿泊場所として選ばれにくい時期に入ってしまうことがある。そうした状況下で、「本県に泊まればよりお得ですよ」、少なくとも「他県よりも上乗せ部分がありますよ」というところが一つの誘因になるのではないかと考えている。その意味で事業開始に当たっては、議決いただいた暁にはということになるが、旅行者や宿泊施設としっかり連携しながら、こちらのクーポンによって埼玉の宿泊はお得なことを前向きに出してもらうことで、新たな誘客促進に生かしていただききたいと考えている。

### 塩野委員

なかなか検証しようがないのかもしれないが、10万人のうち何人ぐらいが新たな需要の喚起につながっているかが実は問われると思う。今年は特別かもしれないが、通常の県内の宿泊利用者に比べて増えていくということが大いに期待されるわけである。一方で、本会議でも質疑があったが、他県では宿泊代金そのものに対する支援という形をとっているところもある。それがあえてこのクーポン券ということは、宿泊の喚起と共に、クーポン券の利用による経済効果も見込んでいると思う。先ほどの答弁では2,700者ぐらいの協力店ということだが、ここについて県としても広げていくという工夫をすべきと思うが、再度伺う。

### 観光課長

委員御指摘のとおり、クーポン事業を通じて宿泊事業者だけが潤うのではなく、より幅広い観光関連事業者に潤っていただくというのが1番の狙いである。そのためにG・O・Tの事業もクーポンもそうだが、それが使えるような事業者への呼び掛けを市町村等と連携しながらしっかり行っていきたいと考えている。

### 塩野委員

どうしても国の事業に乗っかる形なので、登録店舗についても国がやったものに対してただ乗りと言っては語弊があるかもしれないが、独自の努力というものもしっかりしてもらいたい。せっかく総額3億円のクーポンになるわけだが、それが満遍なく県内の店舗や事業者に行き渡るような努力は何か具体的にするのか。

### 観光課長

ベースとして国のトラベル事業に乗せているのは、一番狙っていたのがやはり登録の要



件として感染防止にしっかりと取り組んでいるというところであるので、まずそのベースは生かしたいと考えている。これはどこまでいっても観光と感染防止の取組は両立させていかなければいけないという認識である。その上で、商工団体や市町村と相談しながらにはなるが、仮に国に乗せなくても感染防止にしっかりと取り組んでいるような地域の事業者があれば、そちらの方も選べるような工夫はしていきたいと考えている。

#### 杉田委員

指定管理者への支援については、先ほどの答弁によると、4月から6月までの利用料金収入の減額となった金額が今回支援されるとのことである。そもそも利用料金を基準に収支計画を立てていることと思うが、コロナ禍でなくても利用料金収入が減ることが当然考えられる。収入が何%程度下がると支援策を考えなければならなくなるのか。

#### 産業労働政策課長

何%と示すのは難しい。通常の経営で仮に赤字が発生した場合は指定管理者の責任となるので特に県は補てんしない。天災ではないが未曾有の状況で、県の施設を維持するために必要とのことで、今回はこのような形を出している。

#### 杉田委員

通常であれば、今回のような補てんは起こり得ないということか。

#### 産業労働政策課長

やむを得ない事情に当たらなければ補てんは行わない。

#### 杉田委員

「やむを得ない事情」と契約書等に記載されているのか。

#### 産業労働政策課長

産業文化センターの管理に関する基本協定書には「災害その他やむを得ない事情がある場合には、県、財団協議の上、県から財団へ指定管理業務に対する委託料を支払うことができる。」と記載されている。

#### 杉田委員

答弁の内容は理解したが「やむを得ない事情」をもう少し明確にしてほしい。(要望)

---

#### 【付託議案に対する討論】

なし

---